

条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に百分の五(平成二十一年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の三)の税率から第一項の限度税率を控除して得た率に百分の三十二(同日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の一)を乗じて得た率(当該個人が第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の一・六(同日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の一)の税率)を乗じて計算した金額に相当する道府県民税の所得割を課する。

## 7 省 略

8 第六項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

### 一 省 略

二 地方税法第二十三条第一項第七号、第八号、第十一号口、第十二号及び第十三号、第二十四条の五第一項第二号、第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項、第三十七条、附則第四条第四項並びに附則第四条の二第四項の規定の適用については、同法第二十三条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約実施特例法」という。)(第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」とする。

### 三 七 省 略

## 9 ・ 10 省 略

11 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

### 一 省 略

二 地方税法第二百九十二条第一項第七号、第八号、第十一号口、第十二号及び第十三号、第二百九十五条第一項第二号及び第三項、第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び第十項、第三百十四条の六、附則第四条第十項並びに附則第四条の二第十項の規定の適用については、同法第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約実施特例法」という。)(第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」とする。

### 三 七 省 略

12 市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条第一項第十五号に掲げる特定配当等であつて第一項又は第三項の規定の適用を受けるもの(以下この項から第十四項までにおいて「条約適用配当

条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に百分の五(平成二十年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の三)の税率から第一項の限度税率を控除して得た率に百分の三十二(同日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の一)を乗じて得た率(当該個人が第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の一・六(同日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の一)の税率)を乗じて計算した金額に相当する道府県民税の所得割を課する。

## 7 同 上

8 同 上

### 一 同 上

二 地方税法第二十三条第一項第七号、第八号、第十一号口、第十二号及び第十三号、第二十四条の五第一項第二号、第三十四条第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三十七条の規定の適用については、同法第二十三条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約実施特例法」という。)(第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額」とする。

### 三 七 同 上

9 ・ 10 同 上

11 同 上

### 一 同 上

二 地方税法第二百九十二条第一項第七号、第八号、第十一号口、第十二号及び第十三号、第二百九十五条第一項第二号及び第三項、第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三百十四条の六の規定の適用については、同法第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約実施特例法」という。)(第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額」とする。

### 三 七 同 上

12 市町村内に住所を有する個人が支払を受けるべき特定外国配当等のうち、地方税法第二十三条第一項第十五号に掲げる特定配当等であつて第一項又は第三項の規定の適用を受けるもの(以下この項から第十四項までにおいて「条約適用配当

等」という。)については、同法第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該条約適用配当等に係る配当所得の金額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第十四条第四号の規定により読み替えられた同法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に百分の五(平成二十一年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の三)の税率から第一項の限度税率を控除して得た率に百分の六十八(同日までに支払を受けるべきものにあつては、三分の二)を乗じて得た率(当該個人が第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三・四(同日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の二)の税率)を乗じて計算した金額に相当する市町村民税の所得割を課する。

13 省 略

14 第十二項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 省 略

二 地方税法第二百九十二条第一項第七号、第八号、第十一号、第十二号及び第十三号、第二百九十五条第一項第二号及び第三項、第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び第十項、第三百十四条の六、附則第四条第十項並びに附則第四条の二第十項の規定の適用については、同法第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約実施特例法」という。)第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。

三 七 省 略

15 18 省 略

(保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例)

第五条の二 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者が支払つた又は控除される保険料(租税条約の規定により、当該租税条約の相手国の社会保障制度(当該租税条約に規定する社会保障制度をいう。以下この項及び第三項において同じ。)に対して支払われるもので、我が国の社会保障制度に対して支払われる当該租税条約に規定する強制保険料と同様の方法並びに類似の条件及び制限に従つて取り扱うこととされるものに限る。次項において同じ。)については、同法第七十四条第二項に規定する社会保険料(第三項において「社会保険料」という。)

等」という。)については、同法第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の当該条約適用配当等に係る配当所得の金額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第十四条第四号の規定により読み替えられた同法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に百分の五(平成二十年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の三)の税率から第一項の限度税率を控除して得た率に百分の六十八(同日までに支払を受けるべきものにあつては、三分の二)を乗じて得た率(当該個人が第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の三・四(同日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の二)の税率)を乗じて計算した金額に相当する市町村民税の所得割を課する。

13 同 上

14 同 上

一 同 上

二 地方税法第二百九十二条第一項第七号、第八号、第十一号、第十二号及び第十三号、第二百九十五条第一項第二号及び第三項、第三百十四条の二第一項第十号の二、第三項及び第十項並びに第三百十四条の六の規定の適用については、同法第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約実施特例法」という。)第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額」とする。

三 七 同 上

15 18 同 上

とみなして、同法（第八十八條、第九十條及び第九十六條を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第二百二十條第三項第一号中「に係るもの」とあるのは、「及び租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第五條の二第一項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）に規定する保険料に係るもの」とする。

2 前項の制限とは、租税条約の規定により保険料の金額を控除する場合において、当該控除する保険料の金額の上限を政令で定める金額とすることをいう。

3 相手国居住者等で所得税法第六十四條第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者に該当するものがその給与又は報酬（同法第六十一條第八号に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。第五項及び第六項において同じ。）から支払った又は控除される特定社会保険料（社会保険料及び当該相手国居住者等に係る租税条約の相手国の社会保障制度に係る保険料のうち、当該租税条約の規定によりこれらの金額につき一定の金額を限度として給与又は報酬に対し租税を課さないこととされるものをいう。以下この条において同じ。）については、当該相手国居住者等の同法第六十五條に規定する総合課税に係る所得税の課税標準及び所得税の額につき同条の規定により同法第二十八條又は第五十七條の二の規定に準じて計算する場合には、同法第二十八條第二項中「給与所得控除額」とあるのは「給与所得控除額及び租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第五條の二第三項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）に規定する特定社会保険料（以下「特定社会保険料」という。）の金額」と、同法第四項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額から特定社会保険料の金額を控除した残額」と、同法第五十七條の二第一項中「残額からその超える部分の金額」とあるのは「収入金額から同項の給与所得控除額及びその超える部分の金額並びに特定社会保険料の金額」と読み替えるものとする。

4 前項の一定の金額とは、第二項に規定する政令で定める金額をいう。

5 相手国居住者等で所得税法第六十四條第一項第四号に掲げる非居住者に該当するものが、その給与又は報酬から特定社会保険料を支払った場合又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき同法第二百十二條第一項又は第二項の規定の適用を受けるときは、税務署長は、当該相手国居住者等に対し、当該給与又は報酬につきこれらの規定により徴収された所得税の額のうち当該支払った又は控除される特定社会保険料に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を還付する。

6 相手国居住者等で所得税法第六十四條第一項第四号に掲げる非居住者に該当

するものが、その給与又は報酬から特定社会保険料を支払った場合又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき同法第二百二十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けないときにおける同法第七十条及び第七十二条の規定の適用については、同法第七十条中「金額に」とあるのは「金額から租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第五条の二第六項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）の特定社会保険料（以下「特定社会保険料」という。）の金額を控除した残額に」と、同法第七十二条第一項第一号中「及び当該金額につき」とあるのは「、当該適用を受けない部分の金額に係る特定社会保険料の金額、当該適用を受けない部分の金額から当該特定社会保険料の金額を控除した残額及び当該残額につき租税条約実施特例法第五条の二第六項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）の規定により読み替えられた」とする。

7 第一項の規定の適用を受けようとする場合に提出すべき所得税法第二十一条第三十七号に規定する確定申告書に添付し又は当該確定申告書の提出の際提示すべき書類の特例、第五項の規定による還付の手續その他第一項、第三項及び前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（保険料を支払った場合等の住民税の課税の特例）

第五条の三 租税条約が住民税（道府県民税及び市町村民税をいう。第三項において同じ。）についても適用がある場合において、道府県民税の所得割（地方税法第二十三条第一項第二号に掲げる所得割をいう。）の納税義務者が支払った又は控除される保険料（前条第一項に規定する保険料をいう。第三項において同じ。）については、同法第三十四条第一項第三号に規定する社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。

2 地方税法第四十五条の二第三項の規定は、前項の納税義務者（同条第一項又は第二項の規定によつて同条第一項の道府県民税に関する申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、前項の規定により適用される同法の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

3 租税条約が住民税についても適用がある場合において、市町村民税の所得割（地方税法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割をいう。）の納税義務者が支払った又は控除される保険料については、同法第三百十四条の二第一項第三号

に規定する社会保険料とみなして、同法の規定を適用する。

4 地方税法第三百七十二条の二第三項の規定は、前項の納税義務者（同条第一項又は第二項の規定によつて同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）

が、前項の規定により適用される同法の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

5 前各項の規定のうち、道府県に関する規定は都について、市町村に関する規定は特別区について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「道府県民税」とあるのは「都民税」と、「市村民税」とあるのは「特別区民税」と読み替えるものとする。

6 第一項から第四項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

#### (租税条約に基づく認定)

第六条の二 省 略

2 4 省 略

5 居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。）又は内国法人で、国内源泉所得のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該居住者又は内国法人が構成員となつている当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（以下この項において「特定所得」という。）を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該特定所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。

6 12 省 略

#### (租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例)

第七条 租税条約の相手国の法令に基づき、相手国居住者等又は居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この条において同じ。）若しくは内国法人に係る租税（当該租税条約の適用があるものに限る。）の課税標準等（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号イからハまでに掲げる事項をいう。）又は税額等（同号ニからハまでに掲げる事項をいう。）につき更正（国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。以下この項において同じ。）又は決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。

#### (租税条約に基づく認定)

第六条の二 同 上

2 4 同 上

5 居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）又は内国法人で、国内源泉所得のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該居住者又は内国法人が構成員となつている当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（以下この項において「特定所得」という。）を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該特定所得ごとに、租税条約に基づく認定を受けることができる。

6 12 同 上

#### (取引の対価の額につき租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例)

第七条 租税条約の相手国の法令に基づき、相手国居住者等と居住者、内国法人又は特定信託（法人税法第二十九条の三に規定する特定信託をいう。以下この条において同じ。）の信託財産について当該特定信託の受託者である法人との間で行われた取引の対価の額と異なる金額を当該取引の対価の額として当該相手国居住者等に係る租税（当該租税条約の適用がある租税に限る。）の課税標準又は欠損金額が計算される場合において、当該課税標準又は欠損金額の計算の基礎となる当該取引の対価の額につき、財務大臣が当該相手国の権限ある当局との間

。に相当する処分があつた場合において、当該課税標準等又は税額等に関し、財務大臣と当該相手国の権限ある当局との間の当該租税条約に基づく合意が行われたことにより、居住者の各年分の各種所得の金額（所得税法第二条第一項第十二号に規定する各種所得の金額をいう。以下この項において同じ。）、内国法人の各事業年度の所得の金額（解散（合併による解散を除く。）による清算所得の金額を含む。以下この項において同じ。）若しくは各連結事業年度の連結所得の金額又は相手国居住者等の各年分の各種所得の金額若しくは各事業年度の所得の金額のうち減額されるものがあるときは、当該居住者若しくは当該内国法人又は当該相手国居住者等の国税通則法第二十三条第一項又は第二項の規定による更正の請求に基づき、税務署長は、当該合意をした内容を基に計算される当該居住者の各年分の各種所得の金額、当該内国法人の各事業年度の所得の金額若しくは各連結事業年度の連結所得の金額又は当該相手国居住者等の各年分の各種所得の金額若しくは各事業年度の所得の金額を基礎として、更正をすることができる。

2 前項の更正をする場合において、内国法人の同項の規定により減額される所得の金額又は連結所得の金額のうち相手国居住者等に支払われない金額があるときは、当該金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項並びに第八十一条の十三第二項及び第四項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額又は連結所得等の金額に含まれるものとするほか、同法第二条第十八号に規定する利益積立金額及び同条第十八号の二に規定する連結利益積立金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の更正を受けた居住者若しくは内国法人又は相手国居住者等に対する所得税法第五十三条（同法第六十七条において準用する場合を含む。）並びに法人税法第八十条の二（同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第八十二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

所得税法第五十三条	修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定	租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七條第一項（租税条約に基づく合意があつた場合の更
-----------	----------------------	--

で当該租税条約に基づく合意をしたときは、当該居住者、内国法人又は特定信託の受託者である法人の国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十三条第一項又は第二項の規定による更正の請求に基づき、税務署長は、当該取引がその合意した金額で行われたとした場合に計算される当該居住者の各年分の所得の金額、当該内国法人の各事業年度の所得の金額（解散（合併による解散を除く。）による清算所得の金額を含む。）若しくは各連結事業年度の連結所得の金額又は当該特定信託の受託者である法人の当該特定信託の各計算期間の所得の金額を基礎として、同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をすることができる。

2 前項の更正をする場合において、内国法人の同項の規定により減額される所得の金額若しくは連結所得の金額又は特定信託の受託者である法人の特定信託の同項の規定により減額される所得の金額のうち相手国居住者等に支払われない金額があるときは、当該金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項、第八十一条の十三第二項及び第四項、第八十二条の五第三項及び第四項並びに第四百五條の五第二項及び第三項の規定の適用についてはこれらの規定に規定する所得等の金額又は連結所得等の金額に含まれるものとするほか、同法第二条第十八号に規定する利益積立金額及び同条第十八号の二に規定する連結利益積立金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

<p>法人税法第八十二條</p>	<p>修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定</p>	<p>租税条約実施特例法第七條第一項（租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）の更正</p>
<p>法人税法第八十二條</p>	<p>修正申告書若しくは更正若しくは決定</p>	<p>更正</p>
<p>法人税法第八十二條</p>	<p>修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定</p>	<p>更正</p>
<p>法人税法第八十二條</p>	<p>修正申告書の提出又は更正若しくは決定</p>	<p>更正</p>
<p>法人税法第八十二條</p>	<p>修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定</p>	<p>租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約実施特例法」という。）第七條第一項（租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）の更正</p>
<p>法人税法第八十二條</p>	<p>修正申告書若しくは更正若しくは決定</p>	<p>更正</p>
<p>法人税法第八十二條</p>	<p>修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定</p>	<p>更正</p>
<p>法人税法第八十二條</p>	<p>修正申告書の提出又は更正若しくは決定</p>	<p>正の特例）の更正</p>

		修正申告書の提出又は更正若しくは決定	更正
	修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定		更正
	修正申告書若しくは更正若しくは決定		更正

4| 第一項に規定する課税標準等又は税額等につき財務大臣が租税条約の相手国の権限ある当局との間で当該租税条約に基づく合意をしたことその他の政令で定める要件を満たすときは、国税局長又は税務署長は、同項の規定による更正に係る還付金又は過納金については、国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金のうちその計算の基礎となる期間で財務大臣が当該相手国の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を付さないことができる。

3| 第一項に規定する取引の対価の額につき財務大臣が租税条約の相手国の権限ある当局との間で当該租税条約に基づく合意をしたことその他の政令で定める要件を満たすときは、国税局長又は税務署長は、同項の規定による更正に係る還付金又は過納金については、国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金のうちその計算の基礎となる期間で財務大臣が当該相手国の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を付さないことができる。

(租税特別措置法の一部改正)

第十二条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則(第一条―第二条の二)

第二章 所得税法の特例

第一節 利子所得及び配当所得(第三条―第九条の七)

第二節 不動産所得及び事業所得

第一款 特別税額控除及び減価償却の特例(第十条―第十九条)

第二款 準備金(第二十条―第二十一条)

第三款 鉱業所得の課税の特例(第二十二条―第二十四条)

第四款 農業所得の課税の特例(第二十四条の二―第二十五条)

第五款 その他の特例(第二十五条の二―第二十八条の四)

第三節 給与所得及び退職所得(第二十九条―第二十九条の六)

第四節 山林所得及び譲渡所得等

第一款 山林所得の課税の特例(第三十条・第三十条の二)

第二款 長期譲渡所得の課税の特例(第三十一条―第三十一条の四)

第三款 短期譲渡所得の課税の特例(第三十二条)

第四款 収用等の場合の譲渡所得の特別控除等(第三十三条―第三十三条の六)

第五款 特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除(第三十四条―第三十四条の三)

第六款 居住用財産の譲渡所得の特別控除(第三十五条)

第七款 譲渡所得の特別控除額の特例(第三十六条)

第七款の二 居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例(第三十六条の二―第三十六条の五)

第八款 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例(第三十七条―第三十七条の四)

第九款 有価証券の譲渡による所得の課税の特例等(第三十七条の十一―第三十八条)

第十款 その他の特例(第三十九条―第四十条の三)

第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 農業所得の課税の特例(第二十五条)

第五款 同上

第三節 同上

第四節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第六款 同上

第七款 同上

第七款の二 居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例(第三十六条の二―第三十六条の六)

第八款 同上

第九款 同上

第十款 同上

第四節の二 同上

第一款 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第四十条の四―第四十条の六）

第二款 削除

第三款 特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第四十条の十一―第四十条の十二）

第五節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除（第四十一条―第四十一条の三の二）

第六節 その他の特例（第四十一条の四―第四十二条の三）

第三章 法人税法の特例

第一節 特別税額控除及び減価償却の特例（第四十二条の四―第五十四条）

第二節 準備金等（第五十五条―第五十七条の十）

第三節 鉱業所得の課税の特例（第五十八条・第五十九条）

第三節の二 沖繩の認定法人の課税の特例（第六十条）

第四節 協同組合の課税の特例（第六十一条）

第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例（第六十一条の二・第六十一条の三）

第四節の三 交際費等の課税の特例（第六十一条の四）

第五節 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十二条・第六十二条の二）

第五節の二 土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十二条の三・第六十三条）

第六節 資産の譲渡の場合の課税の特例

第一款 収用等の場合の課税の特例（第六十四条―第六十五条の二）

第二款 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除（第六十五条の三―第六十五条の五）

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十五条の六）

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十五条の七―第六十六条の二）

第七節 景気調整のための課税の特例（第六十六条の三）

第七節の二 国外関連者との取引に係る課税の特例等（第六十六条の四・第六十六条の五）

第七節の三 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十六条の五）

第一款 同上

第二款 居住者の特定外国信託に係る所得の課税の特例（第四十条の七―第四十条の九）

第五節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除（第四十一条―第四十一条の三）

第六節 同上

第三章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第三節の二 同上

第四節 同上

第四節の二 農業生産法人の課税の特例（第六十一条の二・第六十一条の三）

第四節の三 同上

第五節 同上

第五節の二 同上

第六節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第七節 同上

第七節の二 国外関連者との取引に係る課税の特例（第六十六条の四）

第七節の三 同上

第七節の四 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（第六十六条の六―第六十六条の九）

第二款 削除

第三款 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第六十六条の九の六―第六十六条の九の九）

第八節 その他の特例（第六十六条の十一―第六十八条の七）

第九節 削除

第十節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例（第六十八条の九―第六十八条の四十二）

第十一節 連結法人の準備金等（第六十八条の四十三―第六十八条の五十九）

第十二節 削除

第十三節 連結法人の鉱業所得の課税の特例（第六十八条の六十一―第六十八条の六十二）

第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例（第六十八条の六十三―第六十八条の六十五）

第十五節 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例（第六十八条の六十四―第六十八条の六十七）

第十六節 連結法人の交際費等の課税の特例（第六十八条の六十六）

第十七節 連結法人に用途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十八条の六十七）

第十八節 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十八条の六十八―第六十八条の六十九）

第十九節 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第一款 収用等の場合の課税の特例（第六十八条の七十一―第六十八条の七十三）

第二款 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除（第六十八条の七十四―第六十八条の七十六）

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例（第六十八条の七十七）

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（第六十八条の七十八―第六十八条の八十五の三）

第二十節 削除

第二十一節 連結法人の景気調整のための課税の特例（第六十八条の八十七）

第二十二節 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等（第六十八条

第七節の四 同上

第一款 同上

第二款 内国法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例（第六十六条の九の二―第六十六条の九の五）

の二―第六十六条の九の五）

第八節 同上

第九節 同上

第十節 同上

第十一節 同上

第十二節 同上

第十三節 同上

第十四節 同上

第十五節 連結法人である農業生産法人の課税の特例（第六十八条の六十四―第六十八条の六十五）

第十六節 同上

第十七節 同上

第十八節 同上

第十九節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第二十節 同上

第二十一節 同上

第二十二節 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例（第六十八条の

の八十八・第六十八條の八十八の二)

第二十三節 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例(第六十八條の八十九)

第二十四節 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

第一款 連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(第六十八條の九十一―第六十八條の九十三)

第二款 削除

第三款 特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例(第六十八條の九十三の六―第六十八條の九十三の九)

第二十五節 連結法人のその他の特例(第六十八條の九十四―第六十八條の百十一)

第四章 相続税法の特例(第六十九條―第七十條の十二)

第四章の二 地価税法の特例(第七十一條―第七十一條の十七)

第五章 登録免許税法の特例(第七十二條―第八十四條の六)

第六章 消費税法等の特例

第一節 消費税法の特例(第八十五條―第八十六條の五)

第二節 酒税法の特例(第八十七條―第八十七條の七)

第二節の二 たばこ税法の特例(第八十八條―第八十八條の四)

第三節 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第八十八條の五―第九十條の三)

第三節の二 石油石炭税法の特例(第九十條の四―第九十條の七)

第三節の三 航空機燃料税法の特例(第九十條の八・第九十條の九)

第三節の四 自動車重量税法の特例(第九十條の十―第九十條の十二)

第四節 印紙税法の特例(第九十一條―第九十二條)

第七章 利子税等の割合の特例(第九十三條―第九十六條)

第八章 雑則(第九十七條・第九十八條)

附則

(用語の意義)

第二条 第二章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 四 省 略

五 法人課税信託、公社債、預貯金、合同運用信託、貸付信託、投資信託、証券投資信託、公社債等運用投資信託、公募公社債等運用投資信託

八十八)

第二十三節 同上

第二十四節 同上

第一款 同上

第二款 連結法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例(第六十八條の九十三の二―第六十八條の九十三の五)

第二十五節 同上

第四章 同上

第四章の二 同上

第五章 登録免許税法の特例(第七十二條―第八十四條の五)

第六章 同上

第一節 消費税法の特例(第八十五條―第八十六條の六)

第二節 同上

第二節の二 同上

第三節 同上

第三節の二 同上

第三節の三 同上

第三節の四 同上

第四節 同上

第七章 同上

第八章 雑則(第九十七條)

附則

(用語の意義)

第二条 同上

一 四 同 上

五 公社債、預貯金、合同運用信託、貸付信託、投資信託、証券投資信託、公社債投資信託、公社債等運用投資信託、公募公社債等運用投資信託、特定目的信託

託、特定目的信託、特定受益証券発行信託又は有価証券 それぞれ所得税法第二十一条第一項第八号の三から第十三号まで、第十五号から第十五号の五まで又は第十七号に規定する法人課税信託、公社債、預貯金、合同運用信託、貸付信託、投資信託、証券投資信託、公社債投資信託、公社債等運用投資信託、公募公社債等運用投資信託、特定目的信託、特定受益証券発行信託又は有価証券をいう。

六〇十五 省略

2 第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇二十六 省略

二〇六の二 法人課税信託 法人税法第二十九条の二に規定する法人課税信託をいう。

二〇七 省略

二〇七の二 連結確定申告書等 法人税法第三十一条の二に規定する連結中間申告書で同法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載したものと及び同法第二十三条第三十二号に規定する連結確定申告書をいう。

二〇八・二〇九 省略

3 省略

(法人課税信託の受託者等に関するこの法律の適用)

第二条の二 法人税法第二十九条の二に規定する法人課税信託（以下この項において「法人課税信託」という。）の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）ことに、それぞれ別の者とみなして、この法律（第四章から第六章までを除く。）の規定を適用する。

2 所得税法第六条の二第二項及び第六条の三の規定は、前項の規定を次章において適用する場合について準用する。

3 法人税法第四条の六第二項、第四条の七及び第四条の八の規定は、第一項の規定を第三章において適用する場合について準用する。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

託又は有価証券 それぞれ所得税法第二十一条第一項第九号から第十三号まで、第十五号から第十五号の四まで又は第十七号に規定する公社債、預貯金、合同運用信託、貸付信託、投資信託、証券投資信託、公社債投資信託、公社債等運用投資信託、公募公社債等運用投資信託、特定目的信託又は有価証券をいう。

六〇十五 同上

2 同上

一〇二十六 同上

二〇七 同上

二〇七の二 連結確定申告書等 法人税法第三十一条の二に規定する連結中間申告書で同法第八十一条の二十第一項各号に掲げる事項を記載したものと及び同法第二十三条第三十一号の三に規定する連結確定申告書をいう。

二〇八・二〇九 同上

3 同上

(利子所得の分離課税等)

第三条 省 略

2 省 略

3 昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき利子等の支払を受ける居住者又は非居住者及びその支払をする者並びに業務に関連して他人のために名義人として利子等の支払を受ける者から当該利子等の支払を受ける居住者又は非居住者及び当該名義人として当該利子等の支払を受ける者については、所得税法第二百二十四条第一項から第三項まで、第二百二十五条第一項及び第二百二十八条第一項のうち当該利子等に係る部分の規定は、適用しない。

(内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例)

第三条の二 内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対し国内において昭和六十三年四月一日以後に支払うべき利子等又は投資信託（公社債投資信託、特定株式投資信託（信託財産を株式のみに対する投資として運用することを目的とする証券投資信託のうち、その受益権が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されていることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。以下この節において同じ。）及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定受益証券発行信託の収益の分配に係る所得税法第二十四条第一項に規定する配当等（同項に規定する剰余金の配当を除く。）の支払をする者は、財務省令で定めるところにより、当該利子等又は配当等の支払に関する同法第二百二十五条第一項の調書を同一の内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対する一回の支払ごとに作成する場合には、同項の規定にかかわらず、当該調書をその支払の確定した日（無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、投資信託（特定株式投資信託を除く。）若しくは特定受益証券発行信託の受益証券の収益の分配に関するものについては、その支払をした日）の属する月の翌月末日までに税務署長に提出しなければならない。

(国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等)

第三条の三 居住者が、昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権（政令で定めるものを除く。）の利子又は収益の分配に係る所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外公社債等の利子等」という。）につき、国内における支払の取扱

(利子所得の分離課税等)

第三条 同 上

2 同 上

3 昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき利子等の支払を受ける居住者又は非居住者及びその支払をする者については、所得税法第二百二十四条第一項から第三項まで及び第二百二十五条第一項のうち当該利子等に係る部分の規定は、適用しない。

(内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例)

第三条の二 内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対し国内において昭和六十三年四月一日以後に支払うべき利子等又は投資信託（公社債投資信託、特定株式投資信託（信託財産を株式のみに対する投資として運用することを目的とする証券投資信託のうち、その受益権が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されていることその他の政令で定める要件に該当するものをいう。以下この節において同じ。）及び公募公社債等運用投資信託を除く。）若しくは特定目的信託の収益の分配に係る所得税法第二十四条第一項に規定する配当等の支払をする者は、財務省令で定めるところにより、当該利子等又は配当等の支払に関する同法第二百二十五条第一項の調書を同一の内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対する一回の支払ごとに作成する場合には、同項の規定にかかわらず、当該調書をその支払の確定した日（無記名の公社債の利子又は無記名の貸付信託、投資信託（特定株式投資信託を除く。）若しくは特定目的信託の受益証券の収益の分配に関するものについては、その支払をした日）の属する月の翌月末日までに税務署長に提出しなければならない。

(国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等)

第三条の三 居住者が、昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき国外において発行された公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券（政令で定めるものを除く。）の利子又は収益の分配に係る所得税法第二十三条第一項に規定する利子等（国外において支払われるものに限る。以下この条において「国外公社債等の利子等」という。）につき、国内における支払の取扱

者で政令で定めるもの（以下この条において「支払の取扱者」という。）を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外公社債等の利子等については、同法第二十二條及び第八十九條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

## 2 4 省略

5 第三項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二條第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、国外公社債等の利子等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八條第一項、第八十一條の十四第一項及び第百條第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第三條の三第二項（国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等）に規定する国外公社債等の利子等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

6 所得税法別表第一第一号に掲げる内国法人（以下この項において「公共法人等」という。）又は第八條第一項に規定する金融機関（内国法人に限る。）若しくは同條第二項に規定する金融商品取引業者等（内国法人に限る。）が、国外公社債等の利子等の支払を受ける場合において、政令で定めるところにより、当該支払を受けるべき国外公社債等の利子等につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を当該国外公社債等の利子等の国内における支払の取扱者を経由して税務署長に提出したときは、当該国外公社債等の利子等の額のうち、当該公共法人等又は金融機関若しくは金融商品取引業者等が当該国外公社債等の利子等に係る公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益権を引き続き所有していた期間に対応する部分の金額として政令で定める金額については、第二項及び第三項の規定は、適用しない。

## 7 省略

### （障害者等の少額公債の利子の非課税）

第四條 国内に住所を有する個人で障害者等であるものが、金融商品取引業者又は金融機関で政令で定めるものの営業所又は事務所（郵便局を含む。以下この項において「販売機関の営業所等」という。）において、国債及び地方債で政令で定

扱者で政令で定めるもの（以下この条において「支払の取扱者」という。）を通じてその交付を受ける場合には、その支払を受けるべき国外公社債等の利子等については、同法第二十二條及び第八十九條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき金額に対し百分の十五の税率を適用して所得税を課する。

## 2 4 同上

5 第三項の規定により徴収して納付すべき所得税は、所得税法第二條第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税とみなして、同法、国税通則法及び国税徴収法の規定を適用する。この場合において、国外公社債等の利子等の支払を受けるべき者が内国法人であるときは、当該内国法人に対する法人税法の規定の適用については、同法第六十八條第一項、第八十一條の十四第一項、第八十二條の六第一項及び第百條第一項中「又は賞金」とあるのは「若しくは賞金又は租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第三條の三第二項（国外で発行された公社債等の利子所得の分離課税等）に規定する国外公社債等の利子等」と、「同法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」とする。

6 所得税法別表第一第一号に掲げる内国法人（以下この項において「公共法人等」という。）又は第八條第一項に規定する金融機関（内国法人に限る。）若しくは同條第二項に規定する証券業者等（内国法人に限る。）が、国外公社債等の利子等の支払を受ける場合において、政令で定めるところにより、当該支払を受けるべき国外公社債等の利子等につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を当該国外公社債等の利子等の国内における支払の取扱者を経由して税務署長に提出したときは、当該国外公社債等の利子等の額のうち、当該公共法人等又は金融機関若しくは証券業者等が当該国外公社債等の利子等に係る公社債又は公社債投資信託若しくは公募公社債等運用投資信託の受益証券を引き続き所有していた期間に対応する部分の金額として政令で定める金額については、第二項及び第三項の規定は、適用しない。

## 7 同上

### （障害者等の少額公債の利子の非課税）

第四條 国内に住所を有する個人で障害者等であるものが、証券業者又は金融機関で政令で定めるものの営業所又は事務所（郵便局を含む。以下この項において「販売機関の営業所等」という。）において、国債及び地方債で政令で定めるもの

めるもの（以下この項及び第三項において「公債」という。）を購入する場合において、政令で定めるところにより、その購入の際その公債につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する旨その他必要な事項を記載した書類（以下この項において「特別非課税貯蓄申込書」という。）を提出したときは、その公債の利子の各計算期間ごとにその計算期間を通じて（その公債が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて）次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該計算期間に対応する利子については、所得税を課さない。

一・二 省 略

## 216 省 略

### （勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）

第四条の二 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第二条第一号に規定する勤労者が、金融機関又は金融商品取引業者で政令で定めるものの営業所又は事務所（郵便局を含む。以下この条及び次条において「金融機関の営業所等」という。）において同法第六条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下この条において「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」という。）に基づく預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるもの（以下この条において「財産形成住宅貯蓄」という。）の預入、信託若しくは購入又は払込み（以下この条及び次条において「預入等」という。）をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際当該財産形成住宅貯蓄につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類（以下この条において「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」という。）を、同法第二条第二号に規定する賃金の支払者（所得税法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した支払者に限る。）の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該賃金の支払事務を取り扱うもの（以下この条において「勤務先」という。）（当該賃金の支払者（勤労者財産形成促進法第十四条第二項に規定する中小企業の事業主に限る。第四項において「特定賃金支払者」という。）が勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務を同法第十四条第二項に規定する事務代行団体（以下この条において「事務代行団体」という。）に委託をしている場合には、勤務先及び当該委託に係る事務代行団体の事務所その他これに準ずるもので当該事務を行

（以下この項及び第三項において「公債」という。）を購入する場合において、政令で定めるところにより、その購入の際その公債につきこの項の規定の適用を受けようとする旨、その者の氏名、生年月日及び住所並びに障害者等に該当する旨その他必要な事項を記載した書類（以下この項において「特別非課税貯蓄申込書」という。）を提出したときは、その公債の利子の各計算期間ごとにその計算期間を通じて（その公債が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて）次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該計算期間に対応する利子については、所得税を課さない。

一・二 同 上

## 216 同 上

### （勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）

第四条の二 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第二条第一号に規定する勤労者が、金融機関又は証券業者で政令で定めるものの営業所又は事務所（郵便局を含む。以下この条及び次条において「金融機関の営業所等」という。）において同法第六条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下この条において「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」という。）に基づく預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるもの（以下この条において「財産形成住宅貯蓄」という。）の預入、信託若しくは購入又は払込み（以下この条及び次条において「預入等」という。）をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際当該財産形成住宅貯蓄につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類（以下この条において「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」という。）を、同法第二条第二号に規定する賃金の支払者（所得税法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した支払者に限る。）の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該賃金の支払事務を取り扱うもの（以下この条において「勤務先」という。）（当該賃金の支払者（勤労者財産形成促進法第十四条の二第二項に規定する中小企業の事業主に限る。第四項において「特定賃金支払者」という。）が勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務を同法第十四条の二第二項に規定する事務代行団体（以下この条において「事務代行団体」という。）に委託をしている場合には、勤務先及び当該委託に係る事務代行団体の事務所その他これに準ずるもので当該事務を行

うもの。以下この条において「勤務先等」という。）を經由して提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に掲げるものについては、所得税を課さない。

一 四 省 略

2 9 省 略

（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）

第四条の三 前条第一項に規定する勤労者が、金融機関の営業所等において勤労者財産形成促進法第六条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約（以下この条において「勤労者財産形成年金貯蓄契約」という。）に基づく預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるもの（以下この条において「財産形成年金貯蓄」という。）の預入等をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際当該財産形成年金貯蓄につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類（以下この条において「財産形成非課税年金貯蓄申込書」という。）を、前条第一項に規定する賃金の支払者（所得税法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した支払者に限る。）の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該賃金の支払事務を取り扱うもの（以下この条において「勤務先」という。）（当該賃金の支払者（勤労者財産形成促進法第十四条第二項に規定する中小企業の事業主に限る。第四項において「特定賃金支払者」という。）が勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る事務を同法第十四条第二項に規定する事務代行団体（以下この条において「事務代行団体」という。）に委託をしている場合には、勤務先及び当該委託に係る事務代行団体の事務所その他これに準ずるもので当該事務を行うもの。以下この条において「勤務先等」という。）を經由して提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に掲げるものについては、所得税を課さない。

一 四 省 略

2 10 省 略

（振替国債等の利子の課税の特例）

第五条の二 非居住者又は外国人でその有する次の各号に掲げるものの区分に応じ当該各号に定める要件を満たすものが、特定振替機関、特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関（以下この条において「特定振替機関等」という。）

うもの。以下この条において「勤務先等」という。）を經由して提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に掲げるものについては、所得税を課さない。

一 四 同 上

2 9 同 上

（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）

第四条の三 前条第一項に規定する勤労者が、金融機関の営業所等において勤労者財産形成促進法第六条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約（以下この条において「勤労者財産形成年金貯蓄契約」という。）に基づく預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるもの（以下この条において「財産形成年金貯蓄」という。）の預入等をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際当該財産形成年金貯蓄につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類（以下この条において「財産形成非課税年金貯蓄申込書」という。）を、前条第一項に規定する賃金の支払者（所得税法第九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に經由した支払者に限る。）の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該賃金の支払事務を取り扱うもの（以下この条において「勤務先」という。）（当該賃金の支払者（勤労者財産形成促進法第十四条の二第二項に規定する中小企業の事業主に限る。第四項において「特定賃金支払者」という。）が勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る事務を同法第十四条の二第二項に規定する事務代行団体（以下この条において「事務代行団体」という。）に委託をしている場合には、勤務先及び当該委託に係る事務代行団体の事務所その他これに準ずるもので当該事務を行うもの。以下この条において「勤務先等」という。）を經由して提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に掲げるものについては、所得税を課さない。

一 四 同 上

2 10 同 上

（振替国債の利子の課税の特例）

第五条の二 非居住者又は外国人で次に掲げる要件を満たすものが、特定振替機関、特定振替機関の社債等の振替に関する法律第三条第一項第五号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた特定口座管理機関若しくは特定

又は適格外国仲介業者から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所（郵便局を含む。以下この条において「営業所等」という。）又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている社債等の振替に関する法律第八十八条に規定する振替国債（同法第九十条第三項に規定する分離利息振替国債を除く。以下この条において「振替国債」という。）又は同法第六十三条において準用する同法第六十六条の規定により同法の規定の適用を受けるものとされる地方債（以下この条において「振替地方債」という。）につきその利子（第八条第一項又は第二項の規定の適用があるものを除く。）の支払を受ける場合には、その支払を受ける利子（その者が当該振替国債又は当該振替地方債を引き続き所有していた期間（当該振替国債又は当該振替地方債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さない。

一 振替国債 次に掲げる要件

イ 当該非居住者又は外国法人が、当該振替国債の利子につき最初にこの項の規定の適用を受けようとする際、その旨、その者の氏名又は名称及び住所（国内に居所を有する非居住者その他の財務省令で定める者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「振替国債非課税適用申告書」という。）を、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける場合）には、当該特定振替機関等及び当該振替国債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この号において同じ。）を経由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該振替国債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載等に係る外国再間接口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載等に係る外国再間接口座管理機関）において同じ。）及び当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地の所轄税務署

間接口座管理機関（以下この条において「特定振替機関等」という。）又は適格外国仲介業者から開設を受けている口座において当該特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所（郵便局を含む。以下この条において「営業所等」という。）又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている同法第八十八条に規定する振替国債（同法第九十条第三項に規定する分離利息振替国債を除く。以下この条において「振替国債」という。）につきその利子（第八条第一項又は第二項の規定の適用があるものを除く。）の支払を受ける場合には、その支払を受ける利子（その者が当該振替国債を引き続き所有していた期間（当該振替国債につき引き続き振替記載等を受けていた期間に限る。以下この条において「所有期間」という。）に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さない。

一 当該非居住者又は外国法人が、当該振替国債の利子につき最初にこの項の規定の適用を受けようとする際、その旨、その者の氏名又は名称及び住所（国内に居所を有する非居住者その他の財務省令で定める者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「非課税適用申告書」という。）を、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替国債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この号において同じ。）を経由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該振替国債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載等に係る外国再間接口座管理機関）及び当該振替国債の振替記載等に係る外国再間接口座管理機関。次号において同じ。）及び当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出していること。

二 当該非居住者又は外国法人が、当該振替国債の利子の支払を受けるべき日の

長に提出していること。

ロ 当該非居住者又は外国法人が、当該振替国債の利子の支払を受けるべき日の前日までに、その者の当該振替国債に係る所有期間その他の財務省令で定める事項を記載した書類（第八項及び第十七項において「振替国債所有期間明細書」という。）を、当該特定振替機関等を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由してイに規定する税務署長に提出していること。

二 振替地方債 次に掲げる要件

イ 当該非居住者又は外国法人が、当該振替地方債の利子につき最初にこの項の規定の適用を受けようとする際、その旨、その者の氏名又は名称及び住所その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この条において「振替地方債非課税適用申告書」という。）を、当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等（当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該振替地方債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関）及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この号において同じ。）及び当該利子の支払をする者を経由し、又は当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者（当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該振替地方債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該振替地方債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関）及び当該振替地方債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関。ロにおいて同じ。）及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等並びに当該利子の支払をする者を経由して当該利子に係る所得税法第十七条の規定による納税地の所轄税務署長に提出していること。

ロ 当該非居住者又は外国法人が、当該振替地方債の利子の支払を受けるべき日の前日までに、その者の当該振替地方債に係る所有期間その他の財務省令で定める事項を記載した書類（第八項及び第十七項において「振替地方債所有期間明細書」という。）を、当該特定振替機関等及び当該利子の支払をする者を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関等並びに当該利子の支払をする者を経由してイに規定す

前日までに、その者の当該振替国債に係る所有期間その他の財務省令で定める事項を記載した書類（第八項及び第十五項において「所有期間明細書」という。）を、当該特定振替機関等を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して前号に規定する税務署長に提出していること。

る税務署長に提出していること。

2 前項の規定は、外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第二十二項に規定する外国投資信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者である非居住者又は外国法人が当該外国投資信託の信託財産につき支払を受ける振替国債及び振替地方債の利子については、当該外国投資信託が次に掲げる要件を満たすもの（第九項において「適格外国証券投資信託」という。）である場合に限り、適用する。

一 省 略

二 当該外国投資信託の設定に係る受益権の募集が、国外において、金融商品取引法第二条第三項に規定する取得勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものに相当するものにより行われたものであり、かつ、当該外国投資信託の目論見書その他これに類する書類にその取得勧誘が同号に掲げる場合に該当するものに相当するものである旨の記載がなされて行われていること。

三 当該外国投資信託の設定に係る受益権の募集が国内で行われていないこと。

3 第一項の規定は、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける振替国債及び振替地方債の利子でその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。この場合において、当該非居住者が同項各号に定める要件を満たしているときは、当該支払を受ける利子（所有期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税法第二百十二条の規定は、適用しない。

4 第一項及び前項の規定の適用がある場合における第三条及び第三条の二の規定の適用については、第三条第一項中「政令で定めるものを除く。以下この条及び次条」とあるのは「第五条の二第三項後段の規定の適用があるものを除く。以下この条」と、同条第三項中「受けるべき利子等」とあるのは「受けるべき利子等（第五条の二第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）の」と、第三条の二中「内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人」とあるのは「非居住者又は外国法人」と、「支払うべき利子等」とあるのは「支払うべき第五条の二第一項又は第三項後段の規定の適用を受ける利子」と、「当該利子等」とあるのは「当該利子」とする。

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定振替機関 社債等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる者を含む。）のうち、同

2 前項の規定は、外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者である非居住者又は外国法人が当該外国投資信託の信託財産につき支払を受ける振替国債の利子については、当該外国投資信託が次に掲げる要件を満たすもの（第九項において「適格外国証券投資信託」という。）である場合に限り、適用する。

一 同 上

二 当該外国投資信託の設定に係る受益証券の募集が、国外において、証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものに相当するものにより行われたものであり、かつ、当該外国投資信託の目論見書その他これに類する書類にその勧誘が同号に掲げる場合に該当するものに相当するものである旨の記載がなされて行われていること。

三 当該外国投資信託の設定に係る受益証券の募集が国内で行われていないこと。

3 第一項の規定は、国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受ける振替国債の利子でその者の国内において行う事業に帰せられるものその他の政令で定めるものについては、適用しない。この場合において、当該非居住者が同項各号に掲げる要件を満たしているときは、当該支払を受ける利子（所有期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税法第二百十二条の規定は、適用しない。

4 第一項及び前項の規定の適用がある場合における第三条及び第三条の二の規定の適用については、第三条第一項中「政令で定めるものを除く。以下この条及び次条」とあるのは「第五条の二第三項後段の規定の適用があるものを除く。以下この条」と、同条第三項中「利子等」とあるのは「利子等（第五条の二第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の」と、第三条の二中「内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人」とあるのは「非居住者又は外国法人」と、「支払うべき利子等」とあるのは「支払うべき第五条の二第一項又は第三項後段の規定の適用を受ける利子」と、「当該利子等」とあるのは「当該利子」とする。

5 同 上

一 特定振替機関 社債等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる者を含む。）のうち、同